

ふくしま推しの健活フェスタ開催業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定しているふくしま推しの健活フェスタ開催業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

この事業は、県民向けの「健康づくり」に関する参加型・体験型のイベントを開催し、楽しみながら健康づくりを学んだり実践したりする機会を提供することで、県民の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりの定着と継続による健康指標の改善を目指すことを目的とする。

3 イベント概要

(1) 主催者

福島県

(2) 基本的な考え方

第三次健康ふくしま21計画に掲げる重点スローガン「みんなでチャレンジ！減塩・禁煙・脱肥満」や県が推奨する「ふくしま推しの健活7」をメインテーマとし、県民へ健康づくりのポイント等を周知・啓発する参加型・体験型のイベントとする。

(3) イベントの名称

「ふくしま推しの健活フェスタ2025」とする。

(4) 開催時期

令和7年9月27日（土）、9月28日（日）

上記2日間をイベント開催日とし、9月26日（金）を設営等の準備日とする。

(5) 開催場所

開成山公園（所在地：郡山市開成1丁目5）

フロンティア広場とビッグルーフをイベントのメイン会場とする。

その他のエリア・施設は、プロポーザル参加者の企画検討において使用の要否を判断すること。

(6) 来場目標人数

2日間で5,000人の来場を目標人数とする。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び集客性等に留意した上で、自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

(1) 共通事項

- ・受託者は、イベントの企画、開催準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- ・業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。
- ・委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。

- ・その他、疑義が生じた場合はその都度県と協議する。

(2) イベントの企画

- ・ターゲット層は子どもから高齢者までとするが、特に、働き盛り世代を含むファミリー層を主なターゲットとした内容とすること。
- ・県民の健康課題、特に、「減塩・禁煙・脱肥満」と「ふくしま推しの健活7」をメインテーマとしながら、がん検診やフレイル予防なども含め、健康づくりのポイント等を来場者がイベントを通して学ぶことができる「参加型・体験型」を重視した内容とすること。
- ・県の健康増進施策の理念や健康課題、健民アプリ等の各種ツール、ふくしま健民プロジェクト大使や福島県食育応援企業団など、可能な限り「福島県ならではの要素を取り入れた内容とすること。
- ・イベント終了後も、県民が健康づくりを実践し、定着につながる工夫をイベント内容に盛り込むこと。
- ・地元自治体や関係企業・団体等の積極的な参画を促す工夫を盛り込むこと。

(3) イベントの開催準備・運営

ア 運営体制と進行管理

- ・イベント運営のために事務局を設置し、準備から開催までのスケジュール調整や各種申請等、イベントの開催に当たり必要となる全ての運営業務を行うこと。
- ・イベントの開催に当たり必要かつ適切な人員配置を行うこと。

イ 運営マニュアルの作成

- ・イベント運営に関するマニュアルを、各イベントの当日1週間前までに作成し、県に提出すること。

ウ 会場設営・レイアウト

- ・来場者の視認性や回遊性の向上に努めること。
- ・会場に必要な照明などの電気、ガス、水道、排水設備などの施工及び搬出入設営、装飾などの施工にあたっては、会場の規定及び施設管理者の指示等を遵守すること。

エ 各種申請・連絡調整

- ・企業や団体等が参加する場合に必要な連絡調整を行うこと。
- ・参加申込みの受付（参加申込みが必要な場合）・情報管理、イベントに関する傷害保険加入手続き、その他各種申請等を行うこと。
- ・出展者等が必要となる関係機関への諸手続については、その補助を行うこと。

オ エコ化の取組

- ・ゴミの省略化を図ること。
- ・資材等は、可能な限り再利用可能なものを使用すること。
- ・必要な物品の購入及びチラシ等の印刷については、グリーン購入の調達基準を満たすように努めること。

- ・会場にゴミ収集場所を設定し、分別回収を徹底するなど適正に処理すること。
- ・使い捨て製品の使用削減に努めること。
- ・業務には、ゴミ処理を含むこととする。

カ イベントの広報

- ・県民の積極的な参加につながるよう、告知、宣伝用の魅力的なポスター、チラシを作成すること。
- ・SNS 等の県の広報媒体やふくしま健民アプリなどのほか、民間企業等の広報媒体（テレビ CM、新聞等）を活用し、イベント内容を効果的に広報すること。

キ 著作物の使用

- ・印刷物、看板等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

（４）イベント終了後の業務

本業務終了後、実績報告書等を作成し速やかに提出すること。

実績報告書には、運営マニュアル、イベント来客者数に関する集計、イベント様子の写真を添付すること。

５ その他留意事項

- （１）本業務全体の進行管理を行う業務責任者を定め、県に報告するとともに、事業運営や進捗管理、県や関係機関との調整・報告などについて、責任を持って対応すること。
- （２）本業務を通して知り得た個人情報や企業情報は、目的外の使用、第三者への提供、漏洩及び売買は行わないこととし、委託契約が終了した後も同様とする。
- （３）本業務の実施に当たりトラブル等が発生した場合は、受託者が責任を持って対応するとともに、速やかに県に報告すること。
- （４）本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。